



平成 28 年 3 月 2 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行
(コード：7733、東証第1部)
問合せ先 広報・IR部長 百武 鉄雄
(TEL. 03-3340-2111(代))

米国司法省との合意について

平成 27 年 2 月 6 日付適時開示「当社子会社に対する米国司法省の調査に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社の米国子会社が同社の米国医療事業に関して、平成 23 年 11 月より米国司法省の米国反キックバック法及び米国虚偽請求取締法に基づく調査を受けておりました。

また、平成 27 年 8 月 6 日付適時開示「当社子会社の米国海外腐敗行為防止法についての米国司法省の調査に係る特別損失の計上に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社は間接米国子会社の医療事業に関して米国海外腐敗行為防止法に基づく同省の調査を受けておりました。

当社子会社は、これら 2 件についていずれも同省との間で和解することで合意しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 米国反キックバック法及び米国虚偽請求取締法に関する合意について

(1) 概要

当社の米国子会社である Olympus Corporation of the Americas(OCA)は、同社の平成 18 年から平成 23 年までの間の米国医療事業に関連する活動に関して米国司法省の調査を受けておりました。同省は、主として医療従事者や医療関連組織に対する寄付金等の支払い、物品の供与及び機器の貸し出しに関する調査を実施しました。

(2) 合意内容

平成 28 年 2 月 29 日に、本件に関して OCA は米国司法省との間で訴追の留保に関する協定を締結し、また OCA は民事上の和解に関する協定を締結しました。これらの協定に従い、OCA は米国政府に対して罰金及び制裁金として 612 百万米ドル (約 704 億円) に利子約 11.2 百万米ドル (約 13 億円) を支払うことで合意しました。

また、OCA は米国保健福祉省の監察総監室との間で法令遵守に関する協定を締結し、当該協定及び上記の 2 つの協定に基づいて、コンプライアンスの改善のために各種の施策を実施することに合意しました。

(3) 今後の見通し

本件の罰金及び制裁金については、平成 27 年 3 月期決算及び平成 28 年 3 月期第 3 四半期決算において全額を米国反キックバック法等関連引当金として引当済みです。利子については、平成 28 年 3 月期決算において特別損失として計上する見込みです。

なお、本件による平成 28 年 3 月期通期連結業績予想の修正はありません。

2. 米国海外腐敗行為防止法に関する合意について

(1) 概要

OCA は、平成 23 年 10 月より当社の間接米国子会社である Olympus Latin America, Inc. (OLA) 及びそのブラジル子会社である Olympus Optical do Brasil, Ltda. (OBL) の医療事業関連活動に関して米国司法省の調査を受けておりました。同省は、主として、医療従事者に対する支払い、無償又は割引価格での機器の提供等の当該子会社の医療事業関連活動に関する調査を実施しました。

(2) 合意内容

平成 28 年 2 月 29 日に、OLA 及び当社子会社（OCA 含む）は本件に関して米国司法省との間で訴追の留保に関する協定を締結し、米国政府に対して罰金として 22.8 百万米国ドル（約 26 億円）を支払い、コンプライアンスの改善のために各種の施策を実施することに合意しました。

(3) 今後の見通し

本件については、全額を引当済みですので、当期連結業績への影響はございません。

以 上